省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
経済産業省	1120010	観光船専用バースを有する港湾施設に係るクルーズ観光指定港湾認定の柔軟化	外国為替及び外国貿易法48条	クルーズ船に飲料水を補給するなどは外為法４８条の規制の対象外である。規制対象貨物であれば輸出申請手続を行い、クルーズ船に持ち込むことになる。外国通貨と国内通貨との交換については所管していない。	E	H	本市の港に停泊中の外国のクルーズ船に水を補給し、また、観光客が島内で購入した物のクルーズ船への持込については、持込物品が外国為替及び外国貿易法第４８条に基づく規制対象貨物であれば、同法の規定に基づく輸出申請手続を行った上、クルーズ船に持ち込むこととなる。											1056	10562010	名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 ①近隣の開港までの距離が３３０キロメートル以上 ②観光船専用バースを有する ③重要港湾
経済産業省	1120020	工業再配置促進法の廃止	工業再配置促進法	移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進し、国土の均衡ある発展を図るため誘導地域における工場立地について、補助金等の支援措置を講ずる。	C	–	工業再配置政策については、経済環境の変化に合わせて、不断の見直しが必要と考えており、主要な支援措置である産業再配置促進費補助金の交付金化等について今後検討する。	貴省は、「工業再配置政策については経済環境の変化に合わせて、不断の見直しが必要と考えており、主要な支援措置である産業再配置促進費補助金の交付金化等について今後検討する。」と回答しているが、提案者が経済環境の変化、法の廃止が必要な理由を明確にしているに対し、貴省は措置分類を「C」とすることにとどまり、なぜ、法の廃止を行わないかを明確にされていない。また、「産業再配置促進費補助金の交付金化等」とは何か、なぜ経済環境の変化にあわせた対応策なのかも明確にされていない。これらを明確にしたうえで、工業再配置促進法の廃止について再度検討されたい。	本市等は、大都市圏の基盤的技術産業集積の重要性や、経済のグローバル化の進展等から地域間競争の時代になっていることを踏まえ、従来の国内における都市部から地方への工場移転促進政策である工業再配置促進法の意義は既になくなっており、その廃止を提案しているものであるが、経済産業省の回答はこの点を踏まえた回答とは考えられない。 また、「不断の見直し」とは具体的にどのようなことを意味するのか不明確である。 さらに、「主要な支援措置である産業再配置促進費補助金の交付金化等について今後検討する。」とされているが、その趣旨は、既存の誘導地域を対象とした補助金の交付金化を意味するものか、従来の工場移転政策を見直した上で、別の概念の交付金を創設するのかなど不明確であり、これらを明確にした上で、工業再配置促進法の廃止について再度検討されたい。	C	–	工業再配置促進法は、過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転、及び当該地域における工場の新増設を推進する措置を講ずることにより、移転促進地域における経済活性化のみならず、誘導地域も含めた日本経済全体としての発展を図ろうと当時的を有しており、現在においても、この政策的な意義が失われているわけではない。 ただし、移転促進地域の設定の考え方については、御指摘の点に留意し、特区制度における対応を検討する。 なお、補助金については、年末に向けて別途提案される地域再生の予算関連項目と合わせて検討することとなる。	貴省回答によれば 特区制度における対応を検討する」ということだが、右提案主体の意見も踏まえ、再度検討し、対応の時期 内容について明確に回答されたい。	移転促進地域の考え方に関し、本市等が指摘した点に留意し、特区制度における対応を検討されることは一定評価するものであるが、特区制度として対応される時期や内容等が不明確であり、この点について明確にされたい。	A－１	II	工業再配置促進法は、依然として政策的に重要な意義を有しているが、経済環境の変化に合わせ、特区制度において、移転促進地域からの除外の必要性を評価し、必要に応じて移転促進地域から除外する制度を創設する。	1101	11012010	東大阪市、東大阪商工会議所、東大阪経営者協会	「東大阪モノづくり拠点・工・場」構想	我が国製造業の発展のためには、産業の空洞化を防止し、モノづくりの基盤となっている大都市圏の技術産業集積の維持・活性化が不可欠である。このことから、平成９年には大都市圏を含む地域産業集積の活性化のため、「地域産業集積活性化法」が制定されるとともに、平成14年には大都市圏の工場等の立地を制限してきた「工場等制限法」が廃止されている。こうしたことから、大都市圏から地方圏への工場の移転を促進する目的で制定された「工業再配置促進法」を廃止する。
経済産業省	1120030	収益が生じると認められる事業への補助金要件の見直し	発電用施設周辺地域整備法 第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計 法第１条第２項 電源開発促進対策特別会計 法施行令第１条第１６号 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第１１条 電源立地地域対策交付金交付決定通知書（通知）	電源立地特別交付金電力移出県等交付金枠については、２００３年１０月に、他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合されたが、電源立地地域対策交付金においては交付金事業の実施により交付金事業者に収益が生ずる事業については当該収益の一部又は全部を国庫に納付することを条件に交付している。	C	–	補助金等に係る予算の適正化法第７条第２項の規定は、補助事業の実施により補助事業者に収益が発生する可能性がある場合であっても、各省各庁の長が交付決定時に収益納付条件を付すことにより、公益と私益のバランスを適正に保ちつつ、事業の実施を可能とするための特例的規定であり、当該規定をおかない場合は、収益が生ずる可能性がある事業の実施はできないものと思料。 電源立地地域対策交付金は、その原資を電気事業から徴収された電源開発促進税によりまかなうものであり、課税目的及び交付金の交付の目的が発電用施設の設置及び運転の円滑化を図り、ひいては我が国における安定的な電力の供給を確保することであることを勘みれば、交付金事業の実施により得られた利益を全て交付金事業者に帰属させることは公益と私益の均衡を欠くことから不適切。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し 回答されたい。	企業誘致や参入が大変困難な状況なか中、交流による持続的発展が可能な地域づくりのための観光拠点として、また健康寿命を延ばし、いきいきと生涯を過ごすためのきっかけの施設として、町が地域活性化の呼び水の位置づけで施設を整備し、一定の範囲で利益を目由に設定でき、使用料は指定管理者の収入として収受できる指定管理者制度による民間企業等のノウハウや手法の活用を考えております。指定管理者制度と補助金要件の関係や事業の公益性 いい趣旨を含め再度ご検討いただきたい。	C		御提案の内容を実現するには、御町において想定されている事業について個別具体的に判断する必要があるが、一般的には、電源立地地域対策交付金における収益が生じると認められる事業への補助要件は、交付金等に係る適用法である 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定を踏まえてのものであり、当省において主体的に措置を講ずるのは困難。 なお、地方自治法２４４条の２に規定する公の施設における指定管理者制度を活用し、施設の安定的な運営を確保するために必要な範囲において手ーセスの提供に対する利用料金を徴収することは現行制度においても可能である。 ※ 当省が想定する 収益」とは、事業の実施のより得た収益から必要な経費を控除した場合の残額であり、利用料金収入を直ちに収益とみなしている訳ではない。 なお、経済産業省においては、交付金を活用して新たな取組を行いたい場合や、現行の制度について御質問がある場合は、随時、資源エネルギー庁電力基盤整備課及び各地方経済産業局において相談を受け付けているところであり、今回の御要望の内容を含め個別に御相談頂 ことが可能である。	**右提案主体の意見について適切に対応されたい。**	運営形態や収支の詳細がまとまりしだいご相談にお伺いいたします。	C	–	今回のご要望も含め、電源交付金制度に関するご質問等については、随時、資源エネルギー庁電力基盤整備課及び各経済産業局でお受けいたします。	1117	11172020	鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想	企業導入、産業近代化及び福祉対策事業としての電力移出県交付金により整備する場合において、主事業の目的の有効性の増大に寄与する収益事業を含む交付対象の範囲を広げ、運営を民間委託しても民間事業者のノウハウや創意工夫による効果発揮の妨げとならないよう、相当の収益が生じると認められる施設においても幅広い事業効果等を勘案し、交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付する旨の条件をつけない、もしくは免除するようにする。
経済産業省	1120040	他用途の民活特定施設への転用（リニューアル）に対する支援	①転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第５条 ②法執行期日以降の支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第１０条及び第１１条 ③国庫補助金の返還 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	①特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとする時は、主務大臣の認定を受けなければならない。 ②認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保またはその融通の斡旋に努めるものとする。 ③補助事業で取得した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用してはならない。	C	–	①民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第５条は認定を受けた整備計画の変更である。１４分施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第４条に基づき、同法第５条と同様の手続きにて行うことができる。 ②民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の執行期日以降の支援措置については、新たな税制優遇措置が必要となるため不可能											1132	11322011	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第２条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第５条の規定に基づき行うこととする。併せて、その整備事業に対しては、同法の失効期日である平成１８年５月２９日以降も同法の適用があるものとするとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。
経済産業省	1120050	環境物品等の調達の推進を図るための取り組み支援	工業標準化法第１２条	一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物を骨材として再生利用するため、TR A 0016（コンクリート用溶融スラグ細骨材）、TR A 0017（道路用溶融スラグ骨材）として平成１４年度に公表済。	B-2		平成１７年度末までに、２件のＴＲのＪＩＳ化を図る。	提案主体は、JIS認定手続の迅速化を求めており、このことについて、何らかの措置が出来ないかという観点で再検討され回答されたい。		B－2		2件のTRについては、既に、JIS原案作成に向けた検討に着手している。 一般廃棄物等を骨材として利用することから環境保護への配慮が必要な関係上、検討に少し時間がかかる見通しだが、今年度中に原案作成を終え、その後、日本工業標準調査会での調査審議を経て平成１７年度中にJIS制定される予定。出来る限り早期にJIS制定がなされるべく努めてまいりたい。											1148	11482080	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	グリーン購入法による国等における環境物品等の調達方針について、地域の処理困難廃棄物等を再生利用した資材等の積極的利用を図ることにより、地域の資源循環を促進し、環境への負荷の低減に資するため、以下の対策を講じること。 ① 日本工業標準調査会からテクニカルレポートが示されている「コンクリート用溶融スラグ細骨材」及び「道路用溶融スラグ骨材」の日本工業規格（ＪＩＳ）認定手続きの迅速化。
経済産業省	1120060	バイオマスタウンの公表基準における地域設定の弾力化	バイオマスタウン構想基本方針	バイオマスタウン構想の実施主体は市町村となっている。	B-1	IV	バイオマスタウン構想の作成主体は、地域の取組の中核となるべき市町村が担うべきと考えるが、バイオマスタウン構想策定における地域設定については、経済的、社会的、地理的なつながりを持ち、地域の関係者が協力して、地域社会全体で総合的かつ効率的にバイオマスを利活用が進められる範囲であって、市町村が最適な地域であるものと判断した場合は、市町村の一部地域についても認めることとする。											1148	11482110	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	バイオマスタウン構想基本方針において、バイオマスタウンの定義については、「バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域」としているものの、実施主体については市町村としている。しかし、バイオマスの利活用については、バイオマスの収支が効率的に行なわれるよう設計された地域単位で実施されるべきものであり、現状の市町村単位とは必ずしも合致しないこと、また、今後、市町村合併の進展による自治体の広域化も予想されることから、バイオマスタウンとして公表する際の基準における地域設定については、市町村単位のみならず、農林業センサス上の新旧市区町村単位等任意の「地域」についても認めることを要望する。
経済産業省	1120070	中小企業信用保険法第２条第３項に基づく指定基準（第５号：不況業種指定関係）の地域別認定（建設業）	中小企業信用保険法 第２条第３項第５号	中小企業信用保険法第２条第３項第５号の、事業活動に著しい支障を生じる業種を指定するにあたっては、当該業種の全国における集計値を基準としている。	C		そもそも第5号は、全国的に需要等の著しい減少が見られる業種を全国一律に指定する趣旨のもの。また、地域別に不況業種の指定を行うことになった場合、同一業種に属する中小企業の間で地域によって5号の対象者と非対象者が生じるという地域間格差が発生する。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し 回答されたい。	現在の景気回復は、全国的なものではなく 特に地方での回復が遅れているとされている。このような中で、全国一律に指定を続けるとすれば、より需要等の著しい減少が見られる地域での指定が実現されないことになり、一層地域による格差が発生することとなる。 よって、地域別生計画に基づ 他地域については、建設業について、指定基準は同一としつつ、その基礎となる数値を地域別 県別）に取りまとめ、地域別の業種指定を行うことを希望するものである。	C		第 5号は、全国的な構造的不況により、需要等の著しい減少が見られる業種を国の負担のもと、全国一律に指定し、支援を行うという趣旨であり、地域それぞれの産業構造に応じた支援を行うための制度ではない。地域別に不況業種の指定を行うことになった場合、同一業種に属する中小企業の間で地域によって5号の対象者と非対象者が生じるという地域間格差が発生し、第 5号の主旨にそぐわないものと考える。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し、回答されたい。	今回の提案の趣旨は、公共事業依存の強い地方において、地域の産業構造の実情にあった運用を提案しているものであり、指定基準は同一としつつ、その基礎となる数値を地域別の取りまとめるものであることから、地域間格差が発生するという指摘は該当しないと考えるものである。 よって、地域再生計画に基づ 他地域においては、建設業について地域別の業種指定を行うことを希望するものである。	C		地域別の数値によって指定を行った場合、同一業種に属する中小企業者の間で、地域によって5号の対象者と非対象者が生じるという地域間格差を発生させてしまうため、第5号の趣旨にそぐわないものと考える。	1149	11492010	青森県	建設業の経営改善・新分野進出促進による地域再生構想	現行制度では、業種別売上高等の全国計の増減により不況業種を指定しており、これに属する企業に対し、右のような公的信用保証の特例措置が講じられるが、建設業については、一部業種が除外されているが通例である。 公共事業依存の強い地方においては、近年の公共事業の減少の影響を受け、建設業は構造的な不況業種となっており、本県においては、向こう５年間普通建設事業費を大幅に削減することを内容とする財政改革プランを策定していることから、建設業の再生・活性化が急務となっている。 このため、地域の産業構造の実情に合った運用となるよう、建設業について、指定基準は同一としつつ、その基礎となる数値を地域別（県別）に取りまとめ、地域別の業種指定を行う。
経済産業省	1120080	ＦＰＤ産業の集積実現に向けた取組み	なし	**「ｅ-Japan戦略Ⅱ」や「重点計画２００４」により、情報家電、特にヒューマンインターフェース の開発重要性や次世代ディスプレイの開発促進を掲げてきた。また、「新産業創造戦略」では、戦略７分野の一つとして情報家電を挙げ、我が国の高度部材産業集積という強みを活かした国際競争力の強化と、地域再生策として、機能面での産業クラスターの形成や、特徴のある地域戦略、国や自治体の連携などを掲げている。「特定産業の集積」は、地域の魅力的な政策ツールと、企業ニーズ、そして国の産業施策が三位一体となって、利益最大化を目指す企業行動を促した結果である。国は、先端産業群における重要な技術の国内産積や集積の活用を目指しており、提案事項は既定路線としているのが現状である。**	**FPD産業に関しては、国が積極的に高度部材産業集積を促進する代表例であるところ、その維持・強化を図る旨「新産業創造戦略」に掲げている。具体的には、用下情報家電産業との絡り合わせの加速化・深化及び絡り合わせを担う人材の育成を進めている。また、地域内生の産業群」の形成に当たっては、地域の中核企業、中堅・中小企業、企業家、大学、地方自治体や地域活性化に取り組むNPOなどからなるコミュニティが主役となる必要がある。国の役割の基本は、地域独自の努力に対して、制度的な環境づくり、広域的な活動のコーディネート、先行モデル助成等を通じて支援することである。有を踏まえ、産業集積を進めるために必要な具体的な施策を取り上げ、地域内生のためにどうすることが良いのか提案して頂きたい。**	提案主体の意見を踏まえ、再検討し、回答されたい。	回答は、個は、先端産業群における重要な技術の国内産積や集積の活用を目指しているとされ、提案事項は既定路線としたうえで、地域再生の産業群」の形成は、「地域の中小企業等、大学、地方自治体、NPOなどからなるコミュニティが主役であり、国の役割の基本は、地域独自の努力に対して、制度的な環境づくり、広域的な活動のコーディネート、先行モデル助成等を通じて支援することとしているとされるが、このことから、FPD産業の国内集積について、国は、側面支援的な役割すべきと考えていると思われる。しかし、例えば大型TFTホールを産業競力の国別シェアを見ても、2002年の日本のシェアは欧州であったが、わずか 3年後の2005年には、韓国 が国にシェアを奪われた結果、20%を下回る見込みとなっている。また、我が国のものづくり 得意を活かした、さらには、重要な技術の国内集積を図る観点からも、日本企業の海外展開は地力蓄積するべきと考えられるが、一方で企業はそれぞれ将来展望を考え、国内よりも海外にメリットがあると判断すれば、海外に事業展開していくことになる。こうしたなか、国内立地の魅力を高め、企業の国内における事業展開を促進させ、主要な技術の国内集積を図ることも合わて、FPD産業の国際競争力を保ためには、国もFPD産業の国内集積地形成について、自ら主体的に取 組む必要があるとこころである。これは、今回の支援措置に係る提案事項を、単に 地域内生の産業群」の形成と捉え、地域独自の努力に対して、側面支援的な役割を担うのみでは、とうていご期待の国益もつ FPD産業の発展のために全力で取り組むべきであり、国もFPD産業の国内集積を図ることにつって、国自らの産業政策の問題 は置けず、上体的に取 り組むべきと踏まえ、FPD産業の集積の必要性を説明すべきと考える。その説明は、例えば、FPD産業について国内立地の魅力を高め、企業の国内における事業展開を促進させ、主要な技術の国内集積を図ることのために FPD産業の国内集積地形成を行うことも可能とする「（仮称）FPD産業集積戦略」を取りまとめ、発表する方法もあると考えている。	B－1		FPD産業をはじめとする情報家電関連の高度部材産業集積の重要性は、本年5月に発表された 新産業創造戦略」において既に述べられており、具体的なアクションプログラムとして、 ○ 高度部材産業集積の維持 強化 利下情報家電産業との絡り合わせの加速化 深化 絡り合わせを担う人材の育成 ○産業活力再生法等の諮制度を通じた一層の事業再構築、事業再編の促進 が掲げられている。右アクションプログラムを着実に実行して推進することが重要であるが、各企業の具体的な投資については、既存の製造工場の集積度合等も考慮した上で、各企業の経営判断を尊重することが必要であると考える。 今後、国と地域とが整合性をもって我が国 FPD産業をはじめとする IT産業の発展に向けた施策を講じていけるよう 地域への国の政策説明や情報交換等について地域からの要請等も踏まえ、取り組んで行きたい。	**ＦＰＤを含めた情報家電産業の発展のため、国と地方が講じる施策について、相乗効果が発揮されるよう、情報家電産業に関する情報提供などの支援は出来ないか検討し、回答されたい。**		B-1		フラットパネルディスプレイ（FPD）産業をはじめとする情報家電産業は、我が国経済の将来を支える産業の一つとして期待されている。このような情報家電産業の発展に向けて国や地域において講じられる様々な施策が、互いに整合性を確保し相乗効果が発揮されるよう、地域での説明会への対応などを含め、国の情報家電産業政策に関する情報提供を行う。	1152	11522010	青森県	青森県クリスタルパレイ構想	現在、液晶をはじめとするＦＰＤ産業は、薄型テレビ人気などに支えられ、業績が上向き傾向にあり、ひとこころのＩＴ不況を脱しつつある状況にある。また、これまでの国際的に生産拠点を分業する「水平統合」から、製品を国内工場で一貫生産する「垂直統合」、「国内回帰」の動きがみられる。　こうした中、国は、平成16年６月４日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（「骨太の方針2004」）に位置付けられた「新産業創造戦略」において、情報家電を含むフロンティア分野の重点的育成を行おうとしている。一方、韓国では、液晶表示装置の２大メーカーが、大規模な「液晶産業集積都市」造りに乗り出し、用上から用下までの一大集積を図ろうとしており、まさに、今、韓国、台湾などに対する国際競争力を高め、国内のものづくり産業の再生を、国を挙げて取り組む必要がある。こうした状況を踏まえ、国において、既に青森県が取り組んでいるクリスタルパレイ構想のようなＦＰＤ産業の集積を図るべきことを、国内外に表明すべきである。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
経済産業省	1120080	電力移出県等交付金・原子力発電施設等周辺地域交付金により造成した基金の他用途使用の弾力化	発電用施設周辺地域整備法 第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計 法第１条第２項 電源開発促進対策特別会計 法施行令第１条第１６号 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第２２条 電源立地地域対策交付金交付規則 （告示）第○条	電力移出県等交付金及び原子力発電施設等周辺地域交付金は２００３年１０月に他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合されたが電源立地地域対策交付金においても、将来、特定の事業を実施するための資金とするための基金を造成する費用や企業立地の促進を図るための資付資金の積み立てに交付金を充当することを可能としている。	D－１	－	実施したい事業が基金や貸し付け資金の積立の目的の範囲内の事業であるか個別に検討する必要があるか、目的の範囲内であれば基金の充当は可能である。	右提案主体の意見を踏まえ、再検討し回答されたい。	「支援措置に係る提案事項は、電力移出県等交付金 /原子力発電施設等周辺地域交付金により造成した基金の他用途使用」であるが、回答は、これに十分に答えていただいていないと思われる。すなわち、回答は、現行の電源立地地域対策交付金において、基金造成費用への交付金充当は可能としたうえで、実施したい事業 /今回の提案事項における 他用途による事業が、基金造成 /今回の提案における 既に造成した基金）の目的の範囲内の事業であるか個別に検討し、目的の範囲内であれば基金の充当は可能としているとこたである。しかし、今回の提案事項が目的の範囲内の場合であれば回答のとおりであるが、既に造成した基金の他用途使用の場合における目的の範囲内か範囲外か基準・根拠は明かでなく、かえって、今回の回答においては、目的外使用の場合については、全 /区 /市が、当 /いていない、税分個別財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第22条の規定により、目的外使用する場合には、充当した交付金の全額を国に納付した場合等を除き、各省各庁の長の承認を受けることになっているところ、交付金で造成した基金は、税分個別財産に当たることから、仮に目的外使用に活用する場合であっても、各省各庁の長の承認を受け /ねるとう、支援措置に係る提案事項としたものである。よって、仮に提案事項の可否については個別に検討する必要があるため個別検討することは困難であるとして、例えば、交付金で整備した施設の転用に係る地域再生計画の前の支援措置（支援措置番号 1210100）のように変 /造過を受けることとより、今回の提案事項の内容に即し、既に造成した基金の他用途使用の場合における目的の範囲内か範囲外かの基準・根拠を示すことなく、個分個別財産の目的外使用を個人であ、どのような場合に目的外使用に係る承認を受けるものかを明瞭にすることは回答の内容として想定しているとこであるも、今回の支援措置に係る提案事項の内容等について再度検討の上、提案事項に即した回答をお願いしたい。	D－1		基金を処分して充当する事業の内容が造成当初目的の範囲内であるか範囲外であるかは、個別具体的な内容で判断されるものであり、一律に判断基準を示すことは困難である。御庶のクリスタルパレイ構想推進のための工場 /施設への補助が基金造成当時の目的の範囲内か範囲外であるかについても、具体的な内容をお伺いたうえで判断させて頂きたい。 なお、電源立地地域対策交付金における基金は、交付決定時において目的とされた事業の継続実施のためにその造成が認められているものである。したがって、基金の目的外使用は、交付金を活用して行う事業そのものを変更することであり、国の予算執行の適正化の観点から認められない。 なお、経済産業省においては、本件を含め、交付金を活用して新たな取組を行いたい場合や、現行の制度について御賢問がある場合は、随時、資源エネルギー庁電力基盤整備課及び各地方経済産業局において相談を受け付けているところであり、今回の御要望の内容を含め個別に御相談頂くことが可能である。						1152	11522040	青森県	青森県クリスタルパレイ構想	これまで電力移出県等交付金及び原子力発電施設等周辺地域交付金により、企業に対する貸付けや土地取得に対する補助のための基金を造成し、活用しているところである。 この基金積立額の一部について、原子燃料サイクル施設が立地するむつ小川原工業開発地区にＩＰＵ産業の集積を図ることを内容とする青森県クリスタルパレイ構想の推進のため、立地企業の工場、施設等に対する補助その他の事業に活用できるようにする。
経済産業省	1120100	国庫補助事業により整備した施設の一部目的外使用承認の弾力化	発電用施設周辺地域整備法 第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計 法第１条第２項 電源開発促進対策特別会計法施行令第１条第１６号 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第２２条 電源立地地域対策交付金交付規則 （告示）第２３条	交付金で整備した施設等を使交付の目的に反して使用する場合は経済産業大臣の許可を必要としている。この場合、個別の事情に応じ、当該施設等の整備に充て た交付金額の全部又は一部に相当する額を交付金事業者に返納させる場合がある。	D－１	－	平成１６年度から、補助金等で取得した財産の取扱については、①補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、②転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、③転用目的は、可能な限り他力補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用される等の要件を満たせば、目的外使用として承認し、交付金の返還を求めないこととした（「運用」）。（なお、返還を免除するかどうかは個別の事業内容等について精査する必要があることに留意）。	提案主体は、国庫補助事業により整備された事業が、本来の使用目的の妨げとならない限りにおいて、施設の一時目的外使用を求めているのに対し、貴省の回答では、その点について不明確である。このため、再検討し回答されたいとともに、現行で対応可の場合には、目的外使用について必要とされる要件を明確にされたい。	D－1		交付金で整備した施設の一時的な目的外使用についての承認要件は個別具体的な内容で判断されるものであり、あらかじめ厨縦的に提示することは困難であるが、本来の使用目的の妨げとならない範囲内であって公益性の高い事業であれば、一時的な目的外使用 例えば交付金で整備した学校給食センターで夏休みの期間などを活用して市内の一人暮らしの高齢者に配布する給食を調理するなどについては施設の有効利用の観点から差し支えないものと考える。 なお、経済産業省においては、本件を含め、交付金を活用して新たな取組を行いたい場合や、現行の制度について御賢問がある場合は、随時、資源エネルギー庁電力基盤整備課及び各地方経済産業局において相談を受け付けているところであり、今回の御要望の内容を含め個別に御相談頂くことが可能である。						1241	12412010	相馬市	ひとり暮らし高齢者世帯等への配食サービスによる地域再生構想	国庫補助事業により整備した施設を、耐用年数を経過したかどうかに関わらず、また本来の使用目的の妨げとならない場合に限って、地域の判断により一部目的外使用を認める。国庫補助事業により整備された施設は、本来の使用目的のために供されなければならないが、必ずしも毎日、毎時間のようにご使用されていてはならない。使用されていないあるいは使用状況の少ない日に限り、施設の一部目的外使用を認めることで、施設のさらなる有効活用を図り、地域振興につなげることができる。
経済産業省	1120110	地方自治体が出資する公益法人に対する特許料及び審査手数料の減免	産業技術力強化法 第１６条	産業技術力強化法に関し、平成15年の通常国会において第16条を改正し、公設試験研究機関及び地方独立行政法人に対して、平成16年4月より新たに特許料の減免措置の対象としたところ。	C	－	産業技術力強化法第１６条における「公設試験研究機関」については、地方自治体が設置する公的な試験研究機関を対象としているため、民間の機関である財団法人を対象と認めることは、適切ではないと考える。	提案主体が特例適用を想定している地方公共団体が出資していない公益法人の県の出資比率は、９８.６%であり、地域再生や支援措置において、実現するためにはどうしたらよいかという観点で、再検討し、回答されたい。	今回、提案の対象とした機関は、地域産業の自立的発展に向け、産学官連携による研究開発と地域企業への技術移転等を目指す専門機関として県が出資し設置したものであり、民法に基づき設立された法人であっても、こうしたいわゆる行政補完型公益法人については、その公共性を総合的に判断した上で、公設試験研究機関に準じて減免措置の適用が図られるよう検討いただきたい。	C	－	産業技術力強化法第１６条における 公設試験研究機関 /については、地方公共団体が条例等により設置する公の試験研究機関であり、地方独立行政法人 /については、地方公共団体からの出資比率が高いとしても民間の機関である財団法人を対象と認めることは適切ではないと考える。なお、地元大学や地元企業と共同研究を行うことで得られた研究成果を特許出願する場合、大学や研究開発型中小企業が法律で定める減免対象者である場合には、その権利の持分に応じた減免措置を受けることが可能 /平成16年4月施行)。	財団法人は、法人の形態を持って減免対象外としているのか、貴省回答のように、当該機関も民間機関であるから、他の民間企業 /同じ /民間機関として減免の道が開かれているのか回答されたい。また、右提案主体の意見を踏まえ、再検討し、回答されたい。	「民間の機関」である研究開発型中小企業にも産業技術力強化法第１７条及び同法施行令第６条により減免措置を適用する道筋が開かれており、財団法人という法人形態を以って減免措置の対象外とする合理性は薄いものと考えられる。また、研究開発プロジェクトの推進による次世代技術の育成と地域企業への技術移転の促進等、当該公益法人が行う事業は法第３条の基本理念に照ったものであり、それらの公益性を踏まえ、減免措置の適用が図られるよう、法令改正を含め再度検討いただきたい。	C	－	産業技術力強化法第17条で規定する減免措置は、産業技術力の強化を図るため、特に必要なものとして、研究開発成果の特許化について費用の面で障害の大きい研究開発型中小企業を支援するもの、具体的には、試験研究費が総収入額に比して３%を越える中小企業や中小企業支援関連法の認定事業等に関連する中小企業が適用の要件になっている。要すれば、研究開発型中小企業のみが対象となるのであり、大企業や公益法人を含む民間機関を対象とするものではない。 本法16条に規定する公設試験研究機関は、地方公共団体が設置した公的な試験研究機関を対象としており、当該財団法人のように、県から出資比率98.6%を受けている公益法人であっても、法人の形態上、公設試験研究機関として特別に扱うことは不適当。そもそも、公益法人を出資者の性質及びその出資比率を基準に区別することは、基準をどこに置くかなどの点で困難であると考えられる。また、公益性を理由に公益法人を減免の対象とすることは、研究開発を行っていない公益法人をも対象に含むこととなり、法の目的である産業技術力強化との関連が不明確なため不適当である。	1273	12732010	山形県	「超精密技術」関連産業集積促進計画	「山形有機エレクトロニクスバレープロジェクト」をはじめとする先導的プロジェクトの推進等を目的に、平成16年4月に技術支援専門機関として財団法人山形県産業技術振興機構が設立され、現在、当機構が運営する有機エレクトロニクス研究所などで研究開発が進められているが、これらの地方自治体が出資する公益法人が行う研究開発事業に伴い発生する知的財産権について、その公益性に配慮し、公設試験研究機関に準じ、審査請求料及び特許料の減免措置を講ずることにより、研究機関の負担を軽減し、産学官連携による研究開発を促進する。
経済産業省	1120120	工業立地法の地域準則に関する権限の特例市への委譲	工場立地法第４条の２ 工場立地法第１５条の４	都道府県は、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	D－３	I	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実面、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるような方向で対応。	右提案主体の質問に対し回答されたい。また、早期実施につき再検討し回答されたい。	工場立地法の地域準則に関する権限が特例市まで委譲されると考えて相違ないか。	D-3	I	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実面、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるような方向で対応。						1316	13162010	呉市	呉地域企業立地促進プロジェクト構想	工業立地法においては都道府県及び政令指定都市が地域の実情に応じて地域における緑地面積率等の準則を条例で規定することができるようにしてあるところ、このたび地域再生の全国対応の支援措置として「中核市」まで権限が委譲されることとなったが、この委譲先を特例市まで拡大する。
経済産業省	1120130	工場立地法の地域準則に関する権限委譲	工場立地法第４条の２ 工場立地法第１５条の４	都道府県は、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	D－３	I	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実面、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるような方向で対応。		工場立地法の地域準則に関する権限が市町村まで委譲されるということが明確にし、回答されたい。また、早期実現につき、再検討し回答されたい。	D-3	I	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところであるが、中核市等においても、その実面、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるような方向で対応。						1331	13312030	栃木県	栃木県経済新生計画	工場立地法は、都道府県及び政令指定都市が、国の定める準則に代えて、地域の実情に応じた緑地面積率を設定することができることとしており、第１次の「地域再生推進のためのプログラム」においては、当該権限を中核市等へ委譲する方向で見直しを行うこととされている。 加えて、中核市以外の市町村においても、条例により緑地面積率等を自ら設定できるよう、地域準則の設定権限を市町村へ委譲する。
経済産業省	1120140	新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許認可権限の委譲	①高圧ガス保安法第１５条、第２３条、第２６条 ②熱供給事業法 ③　－	①・高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。 ・高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。 ・第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。 ②実証実験は熱供給事業法の対象外である。 ③　－	①C ②E ③E	－	①技術基準等については、全国各地の高圧ガス取扱いの実態及び事故事例並びに最新の科学的・技術的知見等を踏まえ決定しており、これらの知見を有する国（経済産業省）が定めるのが適切である。 なお、高圧ガスの製造、貯蔵等の許可権限は都道府県知事となっている。②実証実験は熱供給事業法の対象外である。③思いた要望内容では、具体的にどのような方事業を行いたいかが不明確なため、権限移譲を希望されている許認可についても、どの法令に該当するものかを判断することが困難である。 【参考】本要望に関し、関係する可能性のある条文は下記のとおりであるが、いずれの条文も、発電設備の種類・容量（ｋＷ数）によって、届出等の要・不要が分かれている。電気事業法第４８条（電気事業法施行規則第６５条）、電気事業法第５０条の２（電気事業法施行規則第７３条の２の２）、電気事業法第５２条（電気事業法施行規則第７９条）、電気事業法第５５条（電気事業法施行規則第９４条）												1349	13492010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	新エネルギーの開発・実用化への広域的対応	○「関西新エネルギーセンター（仮称）」がワンストップで許認可や情報提供をできるよう、電気事業法、熱供給事業法、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法などの規制にかかる許認可権限を国から「関西州（産業再生）特区」に移譲すること。
経済産業省	1120150	一級河川管理権限等の移譲	工業用水法	工業用水法に基づき、指定地域を定め、井戸について技術的基準を設け、その設置を都道府県知事による許可制としている（第３条）。	C	－	今般の提案（工業用水法第３条に基づく許可権限を「関西水系管理機構（仮称）」への移譲）によって、どのように地域再生に資するのか不明であり回答が困難であるが、①工業用水法については、既に平成１２年４月に施行されたいわゆる「地方分権一括法」により、原則として地方自治体が自らの責任と判断で行う「自治事務」として整理されているところである。②工業用水法第３条による許可の基準（同法第５条第１項）については、日本全体での原則的な最低基準を定めるものであるが、既に同法第５条第２項により地方における個々の実情に応じてこの基準によらない許可も可能としているところ。③なお、「関西水系管理機構（仮称）」の性格・あり方が不明確であるが、都道府県知事の権限を特定の法人に移譲することについては、当該法人のあり方も踏まえて慎重な検討が必要であると考える。												1350	13502010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	○関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限はじめ所要の権限を国から「関西州（産業再生）特区」に移譲すること。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
経済産業省	1120160	地方への人材移転を推進する「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームの設置	－	地域の実情に合った、若者の能力向上及び就業促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを１ヵ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）を、都道府県が設置。各省は連携して支援する。当省はこのうち１０程度のモデル地域において民間活力を積極的に活用して、カウンセリングから紹介等までの一貫サービスをきめ細かく提供する事業を委託。 経済産業省における地域経済の活性化を図る一つの取組として、地域の中堅・中小企業が、世界に通用する新事業を展開し、市場と雇用を開拓していくことを支援する「産業クラスター計画」を推進している。この「産業クラスター計画」においては、現在、全国１９プロジェクトで、約５，８００社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約２２０大学を含む産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、各種の支援策を総合的、効果的に投入している。	C	－	現在提案して頂いている内容では、税制上の優遇措置など「単なる税制政策措置の拡大」とも判断せざるを得ないようなものも含まれており、いずれにしても、具体的な提案内容が不明なため、適切な回答を行うことが難しい。一方、経済産業省としては、地域における産業集積やそれによる新しい産業の創出、及び若年層をはじめとする産業人材育成などを推進するための施策（例：産業クラスター計画の推進、若年者のためのワンストップセンターの整備　等）を講じており、これらを活用することにより、地域が活性化し、結果として、ヒト・カネ・モノなどの資源を当該地域に集積させることは可能であると考えているところ。 なお、ブロックを超えた複数の地方公共団体が、全国に共通する具体的な構想の実現に向け、プロジェクトチームの事務局を設置し、関係省庁にプロジェクトチームへの参画を要請する場合には、構想の内容に応じて、参画を検討する（第１次地域再生計画における「特定プロジェクトチーム」の全国版を想定）。									1419	14192011	宮崎県	ヒューマン・アルカディア構想推進プロジェクトチームの設置	地方への人材移転を推進することに関係する省庁によるプロジェクトチームを東京に設置し、「ヒューマン・アルカディア構想」に賛同する自治体も加えて、具体的な支援措置等を一緒に検討する。
経済産業省	1120170	最低資本金特例による創業者の確認等の権限の移譲	新事業創出促進法第１０条	新事業創出促進法第10条に基づく最低資本金規制特例については、その地区を管轄する経済産業政策局へ申請を行う。	C	－	本件特例制度については、現在、法制審議会の場で、2005年の商法改正 恒久措置化に向けた議論が行われているところであり、その議論の趨勢を注視するとともに、利便性の向上の度合い等を勘案しつつ、前向きに検討してまいりたい。	右提案主体の意見を踏まえ再検討し 回答されたい。また、提案内容が、法制審議会の議論の結論が出なければ、実施できないのであれば、その理由を付して明らかにされたい。併せて、提案内容の検討スケジュールを明らかにされたい。	2005年の商法改正 恒久措置化に向けた法制審議会での議論を踏まえて前向きに検討していただけるとのことであるが、全国に比べ開業率の低い本県においては創業の促進が大きな課題となっており、創業者の時間、経費的な負担を軽減するため、いち早い対応をお願いしたい。	C	－	本件ご提案については、以下の懸念が残っているものの、その趣旨及び意図は理解できる。したがって、これらの論点につき明確なご説明及びご回答をいただければ、当省としては、ご提案の受け入れは十分可能であるものと考えている。 ①申請者の利便性の観点 本特例制度については、現在、法制審議会の場において2005年通常国会への法案提出を目指し、最低資本金規制特例の恒久措置化を含む商法改正の議論が行われているところ、制度施行後未だ 1年半を経過したばかりの状況で、場合によると半年～1年程度の幅で「期間限の」、申請窓口を経済産業局の特定の都道府県にのみ移譲することは、かえって申請者に無用の混乱を招き、クレームを増大させることにならないかとの点が懸念される。 なお、本件申請は現在でも、その大半が無認によるものとなっており、窓口の利便性 不便さに関するクレームは皆無に近い状況であるものと認識している。 本要望によって得られる利用者の利益と窓口の変更等による利用者の混乱等の不利益を十分に考慮する必要があるものと考える。 ②費用対効果の観点 仮に、本件を特定の都道府県に移譲した場合、自治体側は、申請窓口の設置、申請受付開始の 1年、担当職員の研修などに、相応のコスト負担が伴えることとなるものと考えるが、他方、それだけのコストを投入したとて、上記理由及びの問題により、その対応期間が半年～1年程度とかり、本件業務及び窓口自体が不要となった場合、特定自治体においては、税金投入の費用対効果の点を問われることになるのではないかという点が懸念され、他方、経済産業局では既に必要な体制を整備し、業務を実施していることから、このようなダウコストは発生せしめる事なく 効率的な業務遂行が可能となっている。 申請窓口を設置し、事務処理を実施する場合、特定自治体にとの程度の費用負担が発生するかの点とその結果事務を遂行できる期間等を十分に見極め、費用対効果の観点からも問題が無いと判断されることが必要である。 ③法制上の根課題及び責任関係の整理 提案として挙げられている 特例制度の権限の移譲」とは、現在、経済産業大臣が行っている 権認」という行為の権限のみを特定自治体の首長に移譲するものであるのみならず、成立の 届出」の受理、公衆縦覧などの業務の他、各種届出義務違反に対する対応など行政責任を負う部分について も移譲する ものであることを明確に確認されていただくことが必要である。	経済産業局で行っている手続を地方公共団体でも実施が可能となるよう、再検討し、回答されたい。	本県では、新産業創出を支援するため、最低資本金規制の届出の第一段階である 創業者の確認」を県内において利用しやすくすることにより、本制度利用者の増大を狙って、本提案を要望したものであり、手続全体の移譲を要望しているわけではない。 しかしながら、法制上一連の手続が不可分なことであれば、費用対効果の観点や利用者に対する混乱 を 言 ′減点から 県として移譲を受けることは難しい。	B-2	I	最低資本金規制特例に関する手続きについては、最低資本金規制特例の恒久措置の導入が決定される時期、法制上の議論等との関係に留意しつつ、一定の要件を満たす都道府県に対して申請者の確認行為から各種届出等の諸手続まで一連の業務手続きに関する全ての権限を一括して移譲することを可能とする。	1456	14562020	富山県	富山県もの づくり産業活性化計画	地域の新産業創出を支援するため、経済産業局（本県の場合は名古屋市に所在）が窓口となっている届出について、県内にて届け出することができるよう、権限の移譲を提案するもの。
経済産業省	1120180	中小企業高度化資金の融上償還に係る条件の緩和	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令	独立行政法人中小企業基盤整備機構は、都道府県が以下のいずれかに該当する場合は、都道府県に対し融上償還を求めることができる。 ①貸付金を目的外に使用したとき ②貸付金の返済を怠ったとき ③貸付契約に違反したとき ④都道府県がその貸付の相手の方から融上償還を受けたとき	D－１	－	融上償還等高度化融資に関する運用については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が独自に規則を定め運用を行っているところであるが、その運用では、貴県提案の既存店舗の集客、顧客の利便性の向上が図られることなる、温浴施設、デイサービス等の施設については、融上償還の対象となるものではない。	右提案主体の意見を踏まえ、地域再生のための支援措置として明確化のために、通達の発出を検討し 回答されたい。	現在、通知されている通達では目的外使用等の場合は、融上償還を求めることができるとしか示されていない。既存店舗の集客、顧客の利便性の向上が図られる施設に利用する場合は、融上償還の対象となるものでないとのことであるが、この旨を通達等で明文化していただきたい。	D-1	－	指摘のあった通達は、中小企業総合事業団法が廃止されたことに伴い効力を失ったところ、また、独立行政法人通則法により、中小機構の業務運営における自主性は十分配慮されなければならないとかから、新たな通達は発出していない。 なお、融上償還を求める基準については、前回回答したとおり、中小機構が独自に規則を定めており、その規則によれば、貴県提案の内容については、融上償還を求めないこととなっているところ、中小機構と具体的な案件に基づき相談されたい。									1461	14612020	富山県	中小商業施設「懸いの広場」整備計画（ＳＫＹ・ＰＬＡＺＡ プロジェクト）	＜地元主導型共同店舗支援＞ 高度化資金の融資を受けた協同組合等が貸付対象施設を目的外に使用した場合、融上償還の対象とならず、地元主導型共同店舗において、来訪客の増加に寄与し、借務者の収益向上に役立ち、高度化資金の償還に資する場合には例外として認める。
経済産業省	1120190	防災・危機管理に関する権限移譲	原子力災害対策特別措置法第１７条及び第２０条	原子力災害は、五感に感じることなく被害を受ける可能性があることから、適切な対応を行うために、専門的な知見や特別の装備が求められるといった特殊性があることから、国が中心となり、関係者が一体となって、原子力災害対策を行うことを原子力災害対策特別措置法に定めている。	C	－	原子力災害は、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、適切な対応を行うためには専門的な知見や特別な装備が求められると言った特殊性があることから、国が果たすべき役割と責任については、自然災害と比較して大きい。 このため、原子力安全委員会の助言を受けつつ、国が一歩前に出て、地方自治体と連携を取りながら原子力災害対策を行うことが望ましいと考えられる。									1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	○「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 ◇非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州（産業再生）特区」に移譲すること
経済産業省	1120200	最低資本金規制特例手続きの移譲	新事業創出促進法第１０条	新事業創出促進法第10条に基づく最低資本金規制特例については、その地区を管轄する経済産業政策局へ申請を行う。	C	－	本件特例制度については、現在、法制審議会の場で、2005年の商法改正 恒久措置化に向けた議論が行われているところであり、その議論の趨勢を注視するとともに、利便性の向上の度合い等を勘案しつつ、前向きに検討してまいりたい。	地域の創業者にとって時間 経費面の負担が軽減され、退民の利便性の向上の観点から再検討し、回答されたい。また、提案内容が、法制審議会の議論の結論が出なければ、実施できないのか、理由を付して明らかにされたい。併せて、提案内容の検討プロセスを回答されたい。		C	－	本件ご提案については、以下の懸念が残っているものの、その趣旨及び意図は理解できる。したがって、これらの論点につき明確なご説明及びご回答をいただければ、当省としては、ご提案の受け入れは十分可能であるものと考えている。 ①申請者の利便性の観点 本特例制度については、現在、法制審議会の場において2005年通常国会への法案提出を目指し、最低資本金規制特例の恒久措置化を含む商法改正の議論が行われているところ、制度施行後未だ 1年半を経過したばかりの状況で、場合によると半年～1年程度の幅で「期間限の」、申請窓口を経済産業局の特定の都道府県にのみ移譲することは、かえって申請者に無用の混乱を招き、クレームを増大させることにならないかとの点が懸念される。 なお、本件申請は現在でも、その大半が無認によるものとなっており、窓口の利便性 不便さに関するクレームは皆無に近い状況であるものと認識している。 本要望によって得られる利用者の利益と窓口の変更等による利用者の混乱等の不利益を十分に考慮する必要があるものと考える。 ②費用対効果の観点 仮に、本件を特定の都道府県に移譲した場合、自治体側は、申請窓口の設置、申請受付開始の 1年、担当職員の研修などに、相応のコスト負担が伴えることとなるものと考えるが、他方、それだけのコストを投入したとて、上記理由及びの問題により、その対応期間が半年～1年程度とかり、本件業務及び窓口自体が不要となった場合、特定自治体においては、税金投入の費用対効果の点を問われることになるのではないかという点が懸念され、他方、経済産業局では既に必要な体制を整備し、業務を実施していることから、このようなダウコストは発生せしめる事なく 効率的な業務遂行が可能となっている。 申請窓口を設置し、事務処理を実施する場合、特定自治体にとの程度の費用負担が発生するかの点とその結果事務を遂行できる期間等を十分に見極め、費用対効果の観点からも問題が無いと判断されることが必要である。 ③法制上の根課題及び責任関係の整理 提案として挙げられている 特例制度の権限の移譲」とは、現在、経済産業大臣が行っている 権認」という行為の権限のみを特定自治体の首長に移譲するものであるのみならず、成立の 届出」の受理、公衆縦覧などの業務の他、各種届出義務違反に対する対応など行政責任を負う部分について も移譲する ものであることを明確に確認されていただくことが必要である。	右提案者の意見を踏まえ、経済産業局で行っている手続を地方公共団体でも実施が可能となるよう、再検討し、回答されたい。	◇①について ・本提案の目的は、申請者の利便性向上に向けて、申請者により近な場所で、相談業務等を含めて対応できる体制をつくることである。 ・商法改正 最低資本金規制特例の恒久措置化は、未だ確定した事項ではないため、改正が整うまでの間に限 特例措置を希望するもの 地域再生・特区関係の手続きやに改正が整った時には、所期の目的は達成されるので、移譲は希望しない。 ・権限移譲時においては、一定の周知期間を置いた上で、広報媒体等を有効に活用し、連絡への周知を図ることなどにより、申請者の混乱は避けられるものと考える。 ◇②、③について ・権限の移譲を受けるに当たっての事務体制の整備、関連する一連の事務等の受け入れについては、基本的に通の現行体制下において効率的 効果的に対応する。	B-2	I	最低資本金規制特例に関する手続きについては、最低資本金規制特例の恒久措置の導入が決定される時期、法制上の議論等との関係に留意しつつ、一定の要件を満たす都道府県に対して申請者の確認行為から各種届出等の諸手続まで一連の業務手続きに関する全ての権限を一括して移譲することを可能とする。	1579	15792010	北海道	新事業・新産業創出プラン	最低資本金規制特例手続きを道に権限移譲する。
経済産業省	1120210	石災法、消防法の申請窓口の一本化	石油コンビナート等災害防止法第五条第一項、第七条第一項、消防法第十一条第一項	事業者から新設・変更に関する計画の届出 ↓ 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 ↓ 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 ↓ 国で確認検査を実施 ↓ 適正な場合はその旨を関係機関に通知 ※なお、計画の届出があったときは関係都道府県知事及び関係市町村長に意見を聴き、工事完了の確認をしたときはその旨を通知することとなっている。 ※計画に対する指示をするときは関係行政機関の長に対し協議し、また、関係行政機関の長は当該計画に対する「指示」を要請することができることとなっている。	C	－	一定量以上の石油・高圧ガスが貯蔵・取り扱われる石油コンビナート等特別防災区域については、実害の発生及び拡大防止の観点から、一体として防災体制を確立することが緊要である。この特別防災区域に所在するレイアウト事業所については、多量の石油及び高圧ガスの貯蔵・取り扱われることから、実害の発生及び拡大防止のために特別な規制が必要である。この規制は石油コンビナート等特別防災区域という特別な区域における規制であり、地域の実情に関係なく統一的な判断のもとに規制する必要がある。このことから審査は国において実施すべきであり、届出窓口を市町村にすることは不適切である。 なお、届出については、総務大臣及び経済産業大臣に届け出ると義務づけられており、ワンストップサービスとなっているところである。	資者の回答は、審査は国が行うという必要から対応不可となっているが、審査を国が行うという場合にあっても、申請 届出)の受付窓口を市町村にできないか再検討し、回答されたい。		C	-	石油コンビナート等特別防災区域内の規制については、石油に係る消防法、高圧ガスに係る高圧ガス保安法があり、窓口はそれぞれ市町村、都道府県となっている。 石災法上のレイアウトについては、多量の石油及び高圧ガスが存する事業所について、地域の実情に関係なく 統一的な判断のもとに規制する必要があり、審査について国が実施しているところである。 石災法の申請 届出)の受付の際には、添付資料、記載事項等に不備がないことを確認した上で受理しなければならない。具体的には、配管ラックの有無やその高さ、通路の幅員や勾配、施設地区の面積等が大型因面等を含む申請 届出)書類に正確に網羅的に、かつ規定に照した記載方法 色、ハッチング 等)で記載されているか否かを確認する必要があり、単純な受付業務ではない。 ご提案の石災法及び消防法の申請 届出)窓口を市町村 消防署)に一本化することは、届出者である事業者と審査担当である国の間に市町村が入ることによって受付及び審査事務の煩雑化を招き、また、書類の確認修正等の際の意思疎通にも障害となるため認められない。 なお、本件は市町村の所管外の事務的負担、経費負担等の増加、市町村を経由することにより事務手続きに今以上に時間がかかる等、行政コストの増加や行政サービスの低下につながるものであり、また、地域の実情に応じた安全性の確保にはつながるものでもない。	右提案者の意見を踏まえ、事業者に対して迅速なサービスの提供を目指す市町村については、事業者の判断で、市町村に届出できるよう再検討し、回答されたい。	事業所のレイアウトに関する情報は、事業所内の危険物施設等を規制する消防法の指導においても重要な情報であり、届出の受付事務を地域（市町村消防）が担当することにより事業所のレイアウト等の保安環境を考慮した効果的な消防規制ができるものと考えます。また、地域が届出の受付をし、意見を付して国へ通達することにより国からの意見照会が省略でき、地域において早い時期から消防法に基づく指導も可能となり、事業者に対して迅速なサービスを提供することもに、より効果的な保安行政が可能になると考えます。	C		現行制度が最も効果的効率的であり、ご提案の市町村が受けをすることによっては、事業者に対して迅速なサービスの提供にはつながらないと考えられる。逆に、市町村への届出を行うことになれば、以下の理由からかえって迅速なサービスの提供が阻害されると考えられる。 事業所のレイアウトに関する情報については、市町村長に意見を聴く仕組が現行制度においても規定されており、その制度のもので当該情報を得られることとなっており、また、消防法の指導については、レイアウトにかかる届出時期とは関係なく聴くことができるため、市町村が受けることによる新たな効果の発生はないと考える。 また、危険物にかかる規制しか所管していない市町村行政が届出を受けし、意見を付して通達することについては、レイアウト規制の範囲である危険物と高圧ガスに係る防災上の一元的規制がされる以前の計画について意見を付することになり、その後の主務省庁の指示等（ほぼ全ての届出について行政は国側の差し替え等軽微なものを含む。）による計画の変更に対応できなくなる。これを延長しようとすると、現行制度と同様に市町村長に対して意見を聴く機会を設けなければならず、これは、地域が受けて意見を付して主務省庁へ通達する期間分事務処理時間の長期化を招くことになる。 これらのことから、石災法、消防法の届出窓口の一本化については認められない。	1584	15842020	三重県、四日市市、四日市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画（仮称）	コンビナート企業の石災法にかかるレイアウト規制の申請は国、消防法は市町村（消防署）、の申請窓口が異なる。よって、これらの申請窓口を市町村（消防署）に一本化する。
経済産業省	1120220	サイエンスツアーの推進	なし	産総研として、研究成果の普及・広報活動を積極的に実施している状況である。	C	－	経済産業省所管のつくばに立地する研究機関としては独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）がある。本提案事業に参画するかどうかは、産総研が決定することであり、経済産業省としては言及できないが、産総研では既に研究成果の普及・広報活動を積極的に実施している状況である。									1629	16292020	茨城県	つくばスミッコアップロジェクト	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。
経済産業省	1120230	家賃設定の柔軟化による中心市街地都市型産業基盤施設の有効活用	なし	施設の賃料設定については、施設の整備に要した費用、管理に要する費用のほか、近傍類似の施設の賃料等を総合的に勘案して施設を管理する中小企業基盤整備機構が設定。	C	－	家賃設定については、国が不の決定に関与するための法的な根拠は存在せず、本来、独法たる中小企業基盤整備機構が行うべきものであるが、ご提案も踏まえ、当該施設の入居率、入客数の伸び等の状況、当該地域の類似施設 建物のスペックや築年数等が近似している施設)の一般的な賃料水準との乖離度等を勘案し、当省としても、当該施設の賃料が引き下げられるよう図るものとする。	右提案者の意見を踏まえ、賃料引き下げができるよう再検討し 回答されたい。併せて、検討内容及び中小企業基盤整備機構からの回答を得るのか期限を明示されたい。	回答中にあるとおり、賃料の引き下げが実施されるよう知に希望するものです。 なお、当市としては、本提案は地域再生計画の一環として申請したものであり、計画中にある施設「たじみ創造館」について、賃料を設定している中小企業基盤整備機構に対する経済産業省による賃料の引き下げ指導を求めるものですので、その部分における検討をお願い致します。 また、家賃是正にあたり、具体的にどのような内容、時期 ((スケジュール)で事務が行なわれるのか、当該市町村はどのようなご説明がご必要であるのか、賃料是正時に具体的にどのような資料が必要となるのかをお知らせ願います。	D-1	－	ご提案の趣旨を踏まえ、中小企業基盤整備機構では、既に当該施設の賃料引き下げに向けた検討を始めている。具体的には、現在、最新の周辺類似施設の賃料を調査中であり、その結果と比較して相当の乖離が認められれば、採算性を考慮しつつ管理費支出の節約の可能性等を検討し、市による情報提供等の協力を得ながら、賃料引き下げについての結論を極力速やかに出す方針である。 当該施設の入居率、入客数の伸び等の状況等を勘案し、当省としても、当該施設の賃料が引き下げられるよう図るものとする。									1641	16412020	多治見市	オリベストリート構想	たじみ創造館の家賃が高額なため、多治見市は家賃補助制度を設け、一般業種は３年間３割の家賃補助、地場産業（陶磁器業定）は初年度７割補助、２年目６割補助、３年目５割補助の支援制度を設け誘致に努力しているが、家賃補助制度の終了を期に退店者が続出している状況である。これは、明らかに家賃が高額ことが原因であり（周辺相場@１，８００円/㎡に対し、創造館平均家賃@３，８４０円/㎡）、是正がなされなければ、施設の継続が困難であるが、地域振興整備公団は適正価格であると主張し是正を行わない実情である。よって、地域振興整備公団の運用基準を見直していただき、家賃を適正価格に是正するよう提案するものである。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体の再意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
経済産業省	1120090	関係省庁連携によるクリーンエネルギー自動車専用ナンバープレートの新設					地域再生予算関連項目として今後検討する。											1188	11882020	日光市	環境美化推進プロジェクト	日光市は環境美化都市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、当市から全国的なクリーンエネルギー自動車の普及啓発を発信するため、クリーンエネルギー自動車により訪れる観光客に対し、市内駐車場等の無料開放等の優遇措置を検討している。これは、購入意欲の推進はもちろんのこと、足利銀行一時国有化により地域経済が低迷している今般において、地域観光の活性化といった側面から、訪れる観光客に少しでも魅力ある施策を展開するなかのひとつとしても位置付けている。この施策を実施するにあたっては、通常の車両との区別化が容易にできる必要性が生じることから、クリーンエネルギー自動車専用のナンバープレートが新設できるよう、環境問題を総体的に捉え、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。
経済産業省	1120240	国立研究機関等敷地の開放		産総研が避難所として指定されている実績はなし	C		施設敷地の通り抜け、緑地の開放については、研究所構内の交通安全の確保、不法侵入者の防止等警備上などの観点から実施困難と思料される。 また、つくば地域に存在する緑地や避難所の整備は、必要に応じて関係者の事情及び要望を踏まえながら、茨城県 つくば市等の計画のもとにすすめられるものと理解しているところ、今後の具体的な整備計画上で検討要請があれば、産総研としても検討していくものと認識している。											1629	16292040	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け通路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。